第10回犯罪被害者等基本計画案への意見

国立精神・神経センター 精神保健研究所 中島聡美

重点課題 -基本法第11条について

- (1)以下の施策における下線部の修正意見
- (67) 警察における相談体制の充実

警察において、全国統一の相談専用電話「 9110番」や性犯罪相談、少年相談等の個別の相談窓口において、犯罪被害者等の住所地等にかかわらず、また、匿名であっても相談に応じるとともに、犯罪被害者等の要望により、当該都道府県又は警察署の被害者支援連絡協議会等ネットワークに参画する機関・団体等の情報提供等や、他都道府県又は他警察署のネットワークの活用にも配慮していくほか、性犯罪相談窓口について女性警察官の配置に努めたり、精神的ケアを望む相談に対し、カウンセリング専門職員の電話によるカウンセリングを実施したり、精神科医や臨床心理士等による専門的ケアが行える機関を紹介するなど、犯罪被害者等のニーズに応えられるよう努めていく。【警察庁】

理由 精神科医や臨床心理士以外の専門家(保健師、精神保健福祉士、児童福祉士等)も存在するので「等」で含みをもたせたほうがよいかと思われる。